

埴町告示第10号



本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成19年3月26日

埴町長 菊池基文



変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
大字東河内 字権現	大字東河内 字一本木	140
	大字東河内 字猫穴	22、23、23の1、24及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部
	大字東河内 字湯沢	22の1、23の1、24の1、28の3、29並びに37、38、39、85の1、85の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部並びに39の1、39の2、41の2、86、98、100及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに42の2、42の3、89及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部並びに43並びに45の2、45の3、45の6、45の7、90及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部並びに49の2、87、88の1、88の2、93、99並びに大字東河内字権現45の535から45の537までに介在する大字東河内字湯沢の道路である町有地の全部
大字東河内 字一本木	大字東河内 字庚申	28の2、29の2、30の2、31の2
大字東河内 字湯沢	大字東河内 字権現	45の557、46の2、46の18、46の19、46の111
大字東河内 字新湯沢	大字東河内 字権現	45の580の一部
	大字東河内 字湯沢	48の1、48の2
大字東河内 字猫穴	大字東河内 字権現	46の142、46の152、46の153